

公益社団法人福岡県社会福祉士会 役員報酬等及び費用に関する規則

規則第7号
2011年7月24日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第32条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会社員総会で選任された役員のうち、理事会の同意を経て会長から定款第2条に規定する事務所での勤務を命じられた者であって、常勤（週30時間以上）で勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、日当等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員の報酬は、理事会の承認を経て月額30万円以内とする。
 - (2) 常勤役員には、本会理事会の承認を得て、年間3ヶ月分を上限として、役員賞与を支給することができる。
 - (3) 常勤役員には、退職手当は支給しない。
2. 次の役員等に就任したときは、その後到来する6月毎に、次の基準により報酬を支給する。但し、就任期間が半期（1年）未満の時は基準額を月割（1月未満は含めず）にて計算（100円未満は切り上げ）する。
- | | | |
|---------|-----------|------------|
| (1) 会長 | 半期（1年）につき | 金 120,000円 |
| (2) 副会長 | 半期（1年）につき | 金 60,000円 |
| (3) 理事 | 半期（1年）につき | 金 30,000円 |
| (4) 監事 | 半期（1年）につき | 金 30,000円 |

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月15日に支給する。他の役員については、12月及び6月に支給する。

2. 役員賞与は、1月及び7月に支給する。
3. 前各号に定める支給日が休日の場合は、支給日を順次前日に繰り上げるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤のために有料の交通機関を利用する場合に、その交通費の実費を支給する。ただし、通勤定期購入等のために必要な場合は、必要な範囲で数ヶ月分を一括して支給することができるものとする。

2. 通勤手当の支給額は、月額2万円を上限とする。

(費用の支給)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(費用の額)

第8条 役員に支払う費用については、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 交通費の実費。
- (2) 宿泊費の実費。ただし、1泊あたり1万円を上限とする。
- (3) その他の経費の実費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(日当)

第9条 役員が次の各号に掲げる業務に従事したときは、日当を支給する。

- (1) 本会理事会において会長が命じた会議、連絡調整等のための出張であって、本会定款第2条に規定する事務所を起点として、半径100キロメートルを超える地を目的地とする場合には、1回あたり2,000円を支給する。
- (2) 本会の総会に出席したときは、1回あたり2,000円を支給する。
- (3) 本会の理事会に出席したときは、1回あたり2,000円を支給する。
- (4) その他、本会理事会において会長が命じた会議等に非常勤の役員が出席したときは、1回あたり2,000円を支給する。

(委任)

第10条 この規則に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(公表)

第11条 本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規則を改正するときは、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。
2. この規則は、2012年6月24日から施行する。
3. この規則は、2015年4月1日から施行する。